

登録実施機関：主務大臣の登録を受けた、登録木材関連事業者の登録を行う機関（法第8条）

主務省庁

農林水産省、経済産業省、国土交通省

↓
(登録実施機関を登録)

登録実施機関

1. (公財) 日本合板検査会
2. (公財) 日本住宅・木材技術センター
3. (一財) 日本ガス機器検査協会
4. (一社) 日本森林技術協会
5. (一財) 建材試験センター
6. (一社) 北海道林産物検査会

○木材関連事業者の登録の実施に関する事務（登録実施事務）を行う

- ・登録申請の受理及び審査
- ・登録の決定、変更、更新、又は取消
- ・登録木材関連事業者からの年度報告の受理
- ・必要に応じて行う登録木材関連事業者への確認、調査 など

注：(一財) 建材試験センターは令和4年10月で登録実施事務を廃止する予定

申請

木材関連事業者

登録

登録木材関連事業者

登録件数

(令和3年8月末現在：564件)
 第1種・第2種登録：188件
 第1種のみ登録：30件
 第2種のみ登録：346件

報告・
調査等
への協力

(施行規則第15条第2号)

イ. 少なくとも毎年一回、合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況について登録実施機関に報告を行うこと。

ロ. 登録実施機関が確認の必要があると認める場合に行う質問その他の方法による調査に協力すること。

登録実施機関からのヒアリングの概要

(令和3年10月7日 令和3年度関係省庁と登録実施機関との意見交換会)

1. 登録の実施について

(1) 事業者の登録の動機	補助事業の要件や顧客からの要望など必要に迫られて行う場合と、業界としての責任や第三者へのアピールなどから自発的に行う場合がある。
	最近では補助事業の要件目的の登録が多い。最近では、登録申請者の顧客から要求されたためという事例も出てくるようになった。
(2) 登録に係る事業者の声	登録している事業者からは、登録のメリットが少ない、毎年の年度報告の負担が大きいと聞いている。
	一定規模以上の事業者は合法性確認や年度報告の体制を構築できるが、小規模事業者には負担が大きいと聞く。登録実施機関側も、そうした事業者からの報告の集計に手間取っている。バーコードを読み取ると記録保存されるなど手作業を軽減するシステムを開発できないか。
(3) 登録実施事務の運営について	現在の登録料では、登録実施事務を今以上に詳細に行うことや、登録事務に今以上の人員を割くことは難しい。現地調査までは実施していない。

2. 登録木材関連事業者からの報告について

(1) 報告事項について	年度報告作成時、輸入業者は材の樹種・原産地の区別に苦労すると聞く。通関に必要な書類の情報以上に細かい情報を報告することとなり、例えば製材をひき材と角材に区別するのに追加整理が必要。
	グリーン購入法のガイドラインでは伐採国を記載する必要はない。どちらの制度が良いと言うわけではないが、簡便な方が良いと指摘を受ける。
(2) 事業者の取組について	登録事業者は、体制作りをして取り組んでいくという者と、登録が最低限維持できればいいという者にはっきり分かれているように感じる。後者には、詳細な報告を求めても応えてもらえない実態。
	デューデリジェンス(DD)を自分たちの責任として考える事業者は限られる。顧客から求められずメリットも少ない中、手間をかけたくないと思う事業者が多い。

3. 登録木材関連事業者に対する調査について

(1) 調査の実施	合法性確認の実施等に不明な点が見られれば、まずは電話やメールで問い合わせている。問題があるから調査するという姿勢ではなく、実態を把握するという姿勢を取っている。
	調査が必要な事態に至らないよう、事業者とは文書、メール等での情報交換や状況確認に努めている。
(2) 調査等の経費	どうしても調査が必要な疑義のある事案が生じれば、まずは登録事業者から聞き取りを行い、必要であれば調査ということになるが、経費の問題は発生する。
	現地調査があるとすれば、投書などにより不正が発覚した場合などが想定されるが、その場合は持ち出しの経費と考えている。現地調査の事案が多いと登録料の値上げ等で経費を賄うことなどを考えなければいけない。

4. その他・全般

(1) DDの実施支援	当機関は森林認証などの事務を行っているため、登録事業者にDD体制構築のノウハウを伝えることは可能だが、コストがかかる。
	林野庁がDDにかかるガイドラインなどを示してくれれば、事業者と同じく登録実施機関も活用可能。
(2) その他	グリーン購入法のガイドラインには持続可能性の言葉があるが、CW法は合法性のみ。認証など含めた類似の制度の中でCW法は何を目指していくのか、方向性を示すことが重要。
	合法性確認の信頼性を高めるために、持続可能性に配慮した材について川上から川下までのサプライチェーンの担保が必要。
	CW法はメリットが小さいという意見が多い。顧客から求められて登録する例が多い。補助金要件化、付加価値向上など、登録による金銭的なメリットが増えると登録数も更には増えるのではないかと。